

シティプロモーションロゴマーク

[revoRyution!竜王]

使用ガイドライン



竜王町

ロゴマークデザインコンセプト



農商工観光すべてが揃った産業、独自で手厚い子育て支援、安心・安全な環境、豊かな自然・歴史・文化など、竜王町にはたくさんの魅力があります。

これまで発展してきたまち、そしてこれから行うコンパクトシティ化構想をはじめとした、様々な取り組みによる変革を「revolution!」に「Ryu」を組み込んだ「revoRyution!」で表現します。

また、光の三原色をコンセプトカラーとし、何色にも変化することができる可能性を表現します。

デザイン

「revoRyution! 竜王」のロゴマーク(以下「ロゴマーク」)の基本デザインは、反転したRの中にコピーが入るもの(縦型)とコピーのみを横組みで配置するもの(横型)の2種類があります。基本的には縦型を使用し、使用する媒体によって横型を使用するものとします。その他、ロゴマークのみで使用することもできます。

■縦型(推奨)



DIC 564
C0% M100% Y100% K0%
R189 G0 B7

DIC 2544
C70% M0% Y100% K0%
R146 G195 B46

DIC 182
C100% M50% Y0% K0%
R46 G123 B193

■横型



■モノクロ使用



C0% M0% Y0% K100%
R0 G0 B0

■単色使用(赤・緑・青の単色使用のみ)

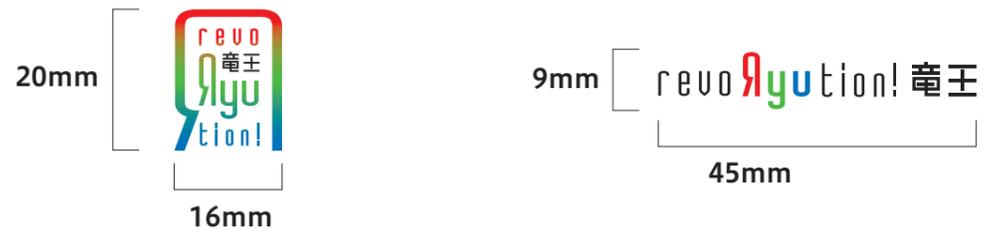


※中明度より濃度の高い背景色に配置する場合、白色を使用することができます。

使用サイズと余白

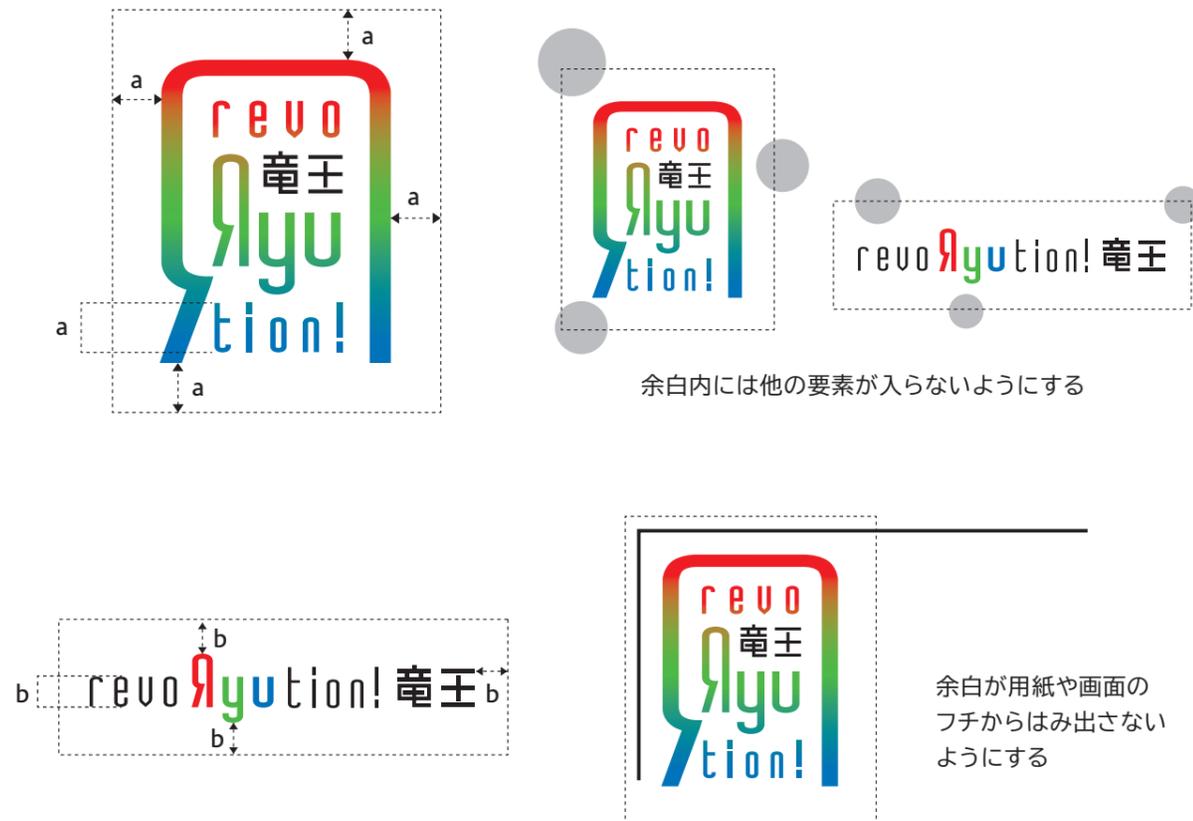
ロゴマークの視認性を考慮して、最小使用サイズを規定します。また、ロゴマークが背景のデザインに埋もれてしまう場合は、周囲に余白があるロゴをご使用いただきますが、その余白の幅等も規定します。

■最小使用サイズ



■余白

縦置きはマークの「t」の高さ、横置きはマークの「r」の高さ、を基準値とし、周囲に同じ幅を余白として設定します。



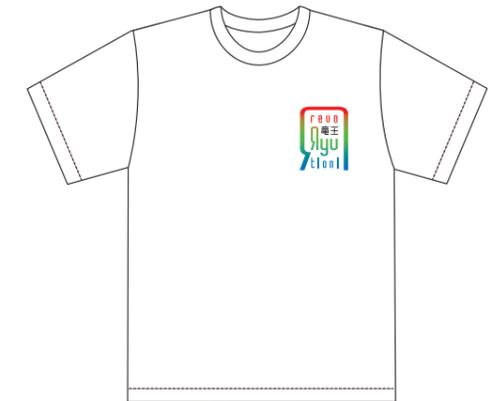
使用例

ロゴマークは、誰もが気軽に竜王町のシティプロモーションに参加できるきっかけとなるよう、さまざまな媒体で使用することができます。

■名刺



■Tシャツ



使用禁止例

ロゴマークを使用する際に、変形したり書体を変えるというようなことは絶対にしないでください。また、ロゴマークが明瞭に認識できるよう、表示の際には背景との関係に注意してください。認識がしづらい背景の上に配置する場合、余白規定にしたがい、周囲に余白を設けるようにして下さい。



使用条件

ロゴマークの使用申請を行うことができるのは、竜王町のブランドコンセプトに対する考え方(本規約P.1参照)に賛同する法人又は団体等とします(町内の法人等かそうでないかは問いません)。ただし、申請者や申請者の属する企業・団体(個人で申請する場合は申請者)が以下①から④に該当する場合や、使用内容や目的等が以下⑤から⑫に該当する場合(あるいは、該当する可能性がある場合)は、ロゴデータをご使用いただけません。また、既に使用している場合にあっては、使用を取り止めていただきます。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- ②宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人
- ③反社会的勢力と認められる団体等
- ④その他ロゴマークの使用が適当でないと認められる団体等
- ⑤法令や公序良俗に反する。
- ⑥町の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある。
- ⑦町の事業、町が認めた関連事業を推進する上で支障となる。
- ⑧青少年の健全育成にとって有害である。
- ⑨政治的な活動または宗教的な活動を助長するおそれがある。
- ⑩自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するまたは使用のおそれがある。
- ⑪その他、ブランドメッセージの本来の趣旨に鑑みて不適當である。
- ⑫その他町長が適切でないと認めた場合

注意事項

- ①本ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、竜王町に属します。
- ②ロゴマーク及びロゴマークを活用して作成した製作物等を商標登録することは禁止します。
- ③本ロゴマークは使用者が実施する事業の推奨や商品の品質保証などを行うものではありません。
- ④本ロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル・損失の補償などについて、竜王町は一切関与しません。
- ⑤本ロゴマークを使用した作成物に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- ⑥ロゴマークは、他の法人又は団体等も使用できるものとします。他の法人又は団体等の使用によって生じる問題・トラブル・損失の補償等について、竜王町は一切関与しません。
- ⑦使用申請書に記載された目的を逸脱して、ロゴマークをご使用いただくことは禁止します。
- ⑧使用申請者が第三者にロゴマークのデータを提供することは禁止します。
- ⑨法人名及び団体名等をはじめ、使用申請内容について、ホームページで紹介させていただく場合があります。

使用申請について

本使用規約の内容に同意したうえで、使用申請書(様式1)(町ホームページからダウンロード可能)に必要事項を記入し、未来創造課まで、直接持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかでご提出ください。審査後、使用承認決定通知書もしくは使用不承認決定通知書(様式2)により通知するとともに、承認の場合はロゴデータを送ります(承認の際に、使用条件を付すこともあります)。なお、申請については使用開始日の14日前までに町長に申請してください。ただし、次の場合は申請なしでご使用いただけます。

- ・竜王町が使用する場合
- ・個人的または家庭など限られた範囲において使用する場合
- ・新聞、テレビ、雑誌などの報道関係機関が報道目的に使用する場合
- ・その他、町長が適当と認めたとき

※申請後、申請内容に変更が生じる場合

使用内容など、申請時の記載内容に変更が生じる場合は、事前に記載事項変更申請書(様式3)をご提出ください。

使用料

無料

使用期間

原則として使用期間の制限はありませんが、今後ガイドラインの見直しに伴い使用の停止をする場合があります。

問合せ先

〒520-2592
滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地 未来創造課
Tel:0748-58-3701
Fax:0748-58-1388